入 札 公 告

背負い式電気ショッカーの調達に関する一般競争入札公告

背負い式電気ショッカーの調達について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和 32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により公告する。

令和5年12月5日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1)調達物品等の名称及び数量 背負い式電気ショッカー 3組
 - (2)調達物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和6年5月31日(金)
 - (4)納入場所仕様書による。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
 - (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
 - (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、受付がなされている者を除く。)でないこと。
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。) でないこと。
 - (5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止 措置要領に基づく指名停止措置を、入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札 の日までの間に受けていないこと。
 - (6) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入 札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請書の提出の期限から入札の日までの期 間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

- 3 入札手続等に関する事項
 - (1)担当部局

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話 058-272-8715

FAX 058 - 278 - 2787

Mail nyusatsu_410@govt.pref.gifu.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年12月5日(火)から令和5年12月12日(火)までの毎日(県の機関の休日 を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

原則電子メールによる交付とするので、上記担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること。

(3)入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の (1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限

令和5年12月14日(木)午後5時まで

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和5年12月18日(月)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年12月22日(金)午前10時00分

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合は、令和5年12月21日(木)午後5時までに3の(1)に必着のこと。)

イ 場 所 〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1-1 岐阜県庁20階 2001会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6)契約条項を示す場所3の(1)に同じ。

(7)入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書等記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、郵便 等による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、 虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札 は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、 これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

- (1)入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否

西

- (3)郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の 締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。